

福井工業大学 学術情報リポジトリ運用指針

(目的)

第 1 条 この指針は、福井工業大学図書館（以下「図書館」という。）が、本学において作成された教育・研究の成果を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に無償で公開することで、研究の発展及びその成果の流通に資するとともに、社会への貢献と情報公開を果たすため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針において「学術情報」とは、本学で作成された教育・研究の成果のことをいう。

(福井県地域共同リポジトリへの公開)

第 3 条 この指針により収集した学術情報の成果は、福井県地域共同リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）へ登録・公開する。なお、福井県地域共同リポジトリについては、福井県地域共同リポジトリ運用要項に定めている。

(公開の原則)

第 4 条 リポジトリへの登録・公開は学術情報の全文について、無償で行うことを原則とする。

(著作権)

第 5 条 著作権は、著者又は出版社が保持し、リポジトリへの登録・公開についての承諾により移転しない。

第 6 条 共著者等の登録者以外の著作権者がある学術情報を登録する場合は、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

(登録者)

第 7 条 リポジトリに学術情報を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍又は在籍した役員及び教職員（非常勤教職員を含む。）
- (2) 本学に在籍又は在籍した大学院生、学部生及び研究生
- (3) (1) 及び (2) を構成員に含む団体

(登録対象)

第 8 条 リポジトリに登録することができる学術情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 紀要論文
- (2) 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
- (3) 学位論文（博士論文、修士論文）
- (4) 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料、教材等）
- (5) 研究報告書（研究記録、科学研究費補助金研究報告書を含む。）
- (6) 広報誌
- (7) その他特許等にかかわらない公開可能な学術情報

(登録手続)

第 9 条 登録者は、福井工業大学図書館長（以下「図書館長」という。）へ承諾書と登録する学術情報を提出するものとする。

第 10 条 登録者は、公開日を申し出ることができる。

(保存・公開)

第 11 条 図書館が利用できる学術情報の保存・公開の方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 学術情報を複製し、リポジトリサーバーへ格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開する。
- (3) 利用保存のための複製、媒体の変換を行う。

(利用条件)

第 12 条 リポジトリに登録された学術情報を利用する者は、著作権法に規定されている私的

使用、引用の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。
(削除・変更)

第 13 条 図書館は、次のいずれかに該当する場合にリポジトリに登録された学術情報を削除、変更することができる。なお、削除、変更を行う場合には、その旨事前に登録者へ通知するものとする。

- (1) 登録者が図書館長へ理由を付して申請を行った場合
- (2) 公序良俗に反する内容、盗用・剽窃による成果、内容が著しく不適切である等の理由により、図書館長が決定した場合
- (3) その他図書館長が認めた場合

(免責事項)

第 14 条 本学は、リポジトリへの登録・公開及び利用により生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(事務)

第 15 条 リポジトリへの登録、削除、変更の事務及びリポジトリに登録する学術情報の管理、運用及び著作権処理は、図書館において行うものとする。

(その他)

第 16 条 この指針に記載されていない事項については、必要に応じて福井工業大学図書委員会（以下「図書委員会」という。）が定める。

(改廃)

第 17 条 この指針の改廃は、図書委員会により行うものとする。

附則

この指針は、平成 23 年 3 月 4 日から施行する。